

# 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の設定について

—— 各市区町村に対して主張していただきたい事項 ——

[国の子ども・子育て会議での全日私幼連の主張]

- ① 幼稚園・認定こども園の1号認定子どもの利用者負担額は、公立、私立ともに同額であるべきこと。
- ② 幼保の保護者負担軽減は、同率であるべきこと。

新制度は、これまで別々に取り扱われてきた幼稚園、保育所など小学校就学前の子どもに対する教育や保育を一体的な制度として、地域の子育て支援も含め、消費税収等により財源を確保して、総合的に推進することを目的としている。

新制度において、施設の利用者負担額（保育料）は、国の基準額を限度に制度の実施主体である市町村が定めることになるが、この額の設定に当たって、現在の保育料には幼保公私間の格差の問題があり、同一の制度の下において公立か私立か、幼稚園か保育所かなどで差を設けるべきではないことから、市町村に対して保護者負担の公平性が確保されるよう適正な設定を求める。

[内 容]

- ① 幼稚園・認定こども園の1号認定子どもの利用者負担額は、公私同額であるべきこと。
  - ・ 公費（税）負担の公平性の観点から、同じ新制度の下で幼稚園・認定こども園の1号認定子どもに係る利用者負担額が、公立と私立で差異が生じるべきではない。

平成25年度幼稚園全国平均保育料比較（月額）

公立 6,544 円：私立 21,612 円 約3倍
  - ・ 市町村は、住民への教育・保育の供給体制を確保する責務を有しており、公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はないとされており（所要額は地方財政措置）、新制度を構成する施設の一つとして公立幼稚園の利用者負担額の設定についても、幼保・公私間のバランス等を考慮して判断すべきものとされている。
  - ・ 私学助成で残る幼稚園の利用者負担額についても上記同様、公私同額であるべきこと。
- ② 幼保の保護者負担軽減は、同率であるべきこと。
  - ・ 現行の保育所保育料は、市町村が単独で負担することにより国の基準額に対する軽減措置を講じており、新制度における利用者負担額の設定においても、ほとんどの市町村が保育所の利用者負担額（2・3号認定子ども）について、従来どおりの考え方から新制度の国の基準額に対する軽減措置を講じることとしている。したがって、幼稚園及び認定こども園の1号認定子どもの利用者負担額についても、公費（税）負担及び保護者負担の公平性の確保のため、少なくとも保育所に係る利用者負担額の軽減率（国基準額に対する比率）と同率の軽減措置を講じるべきである。